

環境に配慮したエネルギーステーションづくりに向けた設備等導入支援事業
専門家派遣の詳細について

専門家派遣についての詳細は以下のとおりです。

【対象】

専門家派遣の対象は実施要綱第4-1(1)に規定する事業者で、別表1に定める要件を満たす者です。

【事業の実施場所】

本事業の実施場所は、都内のガソリンスタンドです。

【専門家派遣の申込】

専門家派遣を希望する事業者は、環境に配慮したエネルギーステーションづくりに向けた設備等導入支援事業専門家派遣申込書（第1号様式）（「様式ダウンロード」の項目からダウンロード可能です。）及び別表2に定める必要書類を提出し、公益財団法人東京都環境公社（以下、「公社」）に対し申込みをする必要があります。

本申込は電磁的記録の作成（電子メール申請）によって代替することができます。

【実施の決定】

専門家派遣の実施については、公社が支援の必要性等を判断し、決定します。

【派遣回数】

1事業所あたり、省エネ・経営に関する専門家の派遣は、それぞれ1回以上実施し、2回を上限とします。

【派遣の中止】

支援の対象として決定された事業者（以下「支援事業者」）が次の各号のいずれかに該当した場合、支援を中止します。

- (1) 支援事業者が支援の受け入れを拒否したとき
- (2) 支援事業者が会社更生法に基づく手続き、民事再生法に基づく手続き又は破産法に基づく手続き若しくはこれに準ずる手続き等を開始したとき
- (3) 支援者が【対象】に記載した要件を満たさなくなったとき
- (4) その他、公社が支援の継続が困難であると判断したとき

【費用】

専門家派遣において、支援事業者の費用負担は発生しません。

別表1

(1) 専門家派遣申込時点で下記ア・イのいずれかに該当すること。

ア 法人：東京都内に登記簿上の事業所（本店または支店）を有していること。

イ 個人事業主：東京都内で開業届を提出又は確定申告を行っており、東京都内で事業を営んでいること。

(2) 本事業への申込は1事業所につき1回であること。※過去に本事業の支援を受けていないこと。

(3) 申込時に申込に必要な書類をすべて提出できること。

(4) 「東京都暴力団排除条例」に規定する暴力団関係者又は「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第2条に規定する風俗関連業、ギャンブル業、賭博等、支援の対象として社会通念上適切でないと判断される業態を営むものではないこと。

その他、連鎖販売取引、ネガティブ・オプション（送り付け商法）、催眠商法、靈感商法など支援先として適切でないと判断する業態を営むものではないこと。

また、「反社会的勢力排除に関する誓約事項」の「記」以下のいずれにも該当しない者であり、かつ、今後も該当しないことを誓約すること。

反社会的勢力排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私）は、申込をするにあたって、また、専門家派遣の期間中及び終了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの、又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。以下同じ。）
- (4) 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員若しくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し若しくは関与するもの、又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し、暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。）
- (5) 総会屋等（総会屋その他企業を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- (6) 社会運動等標ぼうゴロ（社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- (7) 特殊知能暴力集団等（暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的な繋がりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。）
- (8) 前各号に掲げる者と次のいずれかに該当する関係にある者
 - ①前各号に掲げる者が自己の事業又は自社の経営を支配していると認められること
 - ②前各号に掲げる者が自己の事業又は自社の経営に実質的に関与していると認められること
 - ③自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって前各号に掲げる者を利用したと認められること
 - ④前各号に掲げる者に資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ⑤その他前各号に掲げる者と役員又は経営に実質的に関与している者が、社会的に非難されるべき関係にあると認められること

別表 2

法人／個人	必要な書類
法人	<ul style="list-style-type: none">・発行 3 か月以内の履歴事項全部証明書（写し）・会社案内、パンフレット、ホームページ等、事業所等の所在を確認できるもの
個人事業主	<ul style="list-style-type: none">・個人事業の開業・廃業等届出書（税務署の收受印のあるもの、または電子申告の受信通知添付）（写し）・会社案内、パンフレット、ホームページ等、事業所等の所在を確認できるもの